

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等の 運用に係る取扱いについて（お知らせ）

今般、国土交通省通知の「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和3年2月19日付け国不入企第34号）を受け、金沢市が発注する工事及び委託業務について、令和3年3月1日改定の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）を適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、次のとおり契約金額が変更された場合は、国土交通省通知の「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和3年2月19日付け国不入企第35号）の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いいたします。

1 新労務単価の適用について

(1) 対象案件 工事及び業務委託

(2) 適用開始

令和3年3月以降に公告する案件から、順次、新労務単価を適用します。

なお、当面の間、新旧の労務単価の案件が混在しますので、以下の方法で確認してください。

また、旧労務単価適用案件については、2.(2)記載の特例措置の適用があります。

<新旧労務単価の確認方法>

- ◆土木工事：工事内訳書の単価適用日[R030301]で確認
- ◆建築・設備：工事内訳書表紙の労務単価基準で確認

2. インフレスライド条項の適用等について

(1) 新労務単価の上昇を受け、令和3年2月28日以前に契約した工事のうち、一定の要件を満たすものについては、賃金等の急激な変動に対処するため、公共工事標準請負約款に規定するインフレスライド条項が適用できます。

(2) 新労務単価の適用に伴う特例措置として、令和3年3月1日以降に契約締結する工事等のうち、旧労務単価（令和2年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価）を適用して予定価格を積算したものについては、新労務単価等により算出された請負代金額に契約変更を行います。

【問い合わせ先】

金沢市都市整備局都市計画課設計技術管理室

TEL：076（220）2375 FAX：076（222）5119

金沢市総務局監理課

TEL：076（220）2101 FAX：076（220）2097